The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	破産管財人の善管注意義務違反と不当利得：最高裁平成一八年一二月二一日二判決の枠組の再検討
Author(s)	平田, 健治
Citation	阪大法学. 2017, 67(3-4), p. 7-14
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87025
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

破産管財人の善管注意義務違反と不当利得

――最高裁平成一八年一二月二一日二判決の枠組の再検討――

平　田　健　治

考察の対象は、最判平成一八年一二月二一日損害賠償請求事件（平成一七年㈜第二七六号）[1]と同日付で民集非登載の不当利得返還請求事件（平成一七年㈶第一八四号、㈜第二一〇号）[2]である。[3]以下では、前者を損賠事件、後者を利得事件と略称する。

事実関係はほぼ共通で、破産者（賃借人）の賃貸借における敷金返還請求権に、破産者に融資していた銀行五行が質権を設定した。すなわち同一物件の異なる部分（地下一階事務所部分、八階・九階居室部分、駐車場部分、倉庫部分）について四件の賃貸借契約が交わされ、それにもとづき四件の敷金が差し入れられ、まとめて質権の対象とされ、実行時の配分割合も合意された。

破産管財人は、賃借人の破産宣告後、裁判所の許可を得つつ、上記各賃貸借を合意解除し、返還された敷金を賃借人の債務に充当していった。

損賠事件では、上記五行のうちの一行の債務並びに担保の承継人が充当合意は破産管財人の善管注意義務に違反し、質権による優先弁済権が害されたとして、（旧破産法一六四条にもとづく）損害賠償または不当利得返還を選

択的併合で主張した。利得事件も事実関係は同様であるが、原告は損賠事件とは異なる銀行の承継者であり、請求は当初は不当利得返還で、第二審で損害賠償が選択的に追加請求された。

損賠事件では、第一審は損害賠償を一部（破産宣告後の賃料・共益費）認容、第二審はいずれも棄却。最判では、質権設定者である賃借人が、正当な理由なく未払債務を発生させて敷金返還請求権の発生を阻害させることは質権の対象である債権の担保価値を維持すべき義務の違反となるとし、この義務は破産管財人に承継されるとした。その上で、原状回復費用不払いは正当な理由があるが、賃料、共益費の不払いは正当な理由がないとした。他方、破産管財人の善管注意義務違反については否定し、原審を支持した。また、不当利得返還に関しての原審の判断を破棄し、不払いに正当な理由がない部分について不当利得責任を肯定した。

利得事件では、第一審、第二審とも、不当利得返還を認容（第二審は原状回復費用を控除）。最高裁は、原審の不当利得返還を認容した点を是認しつつ、充当合意の日から利息支払を命じた点については破棄し、善意利得者として、訴状送達の翌日からの遅延損害金にとどめた。この点については、善管注意義務違反も認められないから、充当合意以降の利息請求はこの観点からもできないとした。

損賠事件は、質権者に対する破産管財人の担保価値維持義務違反をいうのに、破産財団に十分な銀行預金があって、現実に支払うことに支障がなかった点を挙げて、充当合意は、特段の事情がない限り、正当な理由がないとしている。ところが、破産管財人の善管注意義務違反の有無の判断においては、「この見地から見ると、本件行為が質権者に対する義務に違反することになるのは、本件行為によって破産財団の減少を防ぐことに正当な理由があるとは認められないからであるが」と言いつつ、「正当な理由があるか否かは、破産債権者のために破産財団の減少を防ぐという破産管財人の職務上の義務と質権設定者が質権者に対して負う義務との関係をどのように解するかに

よって結論の異なり得る問題であって、この点について論ずる学説や判例も乏しかったことや、被上告人が本件行為（本件第三賃貸借に係るものを除く。）につき破産裁判所の許可を得ていることを考慮すると、被上告人が、質権者に対する義務に違反するものではないと考えて本件行為を行ったとしても、このことをもって破産管財人が善管注意義務違反の責任を負うということはできないというべきである。」として、善管注意義務違反を否定している。

ここでは、「正当な理由」という同じ表現が異なって用いられているように見える。一つは、担保価値維持義務違反の点で、もう一つは、管財人の善管注意義務違反の点である。あるいは、前者での「特段の事情」が後者では考慮されたということなのであろうか。

両義務の関係理解は、一体と考える見解と別個のものと考える見解があるが、損賠事件の調査官解説[4]では、本判決は両義務は別個の義務であり、帰責性も別個に検討すべきことを前提としていると説明する。

先に引用した事情が、担保価値維持義務違反の成立には影響しないで、善管注意義務違反の否定にのみ作用すると理解することは妥当なのであろうか。むしろ、前者の特段の事情にも該当しないのであろうか。あるいは、義務違反を、前者では客観的に、後者では主観的に判断[5]しているのであろうか。

この点は、実は、利得事件の判決理由の構造とも関連する。ここでは、不当利得の成否の判断がまず、損賠事件の担保価値維持義務違反を認定するのと同様の叙述において、充当合意に正当の理由がないこと、特段の事情もないことによって根拠づけられる。利益の帰属が行為者の主観で定まるかのごとき表現である。

その上で、悪意の受益者か否かの判断に際して、「上告人の利得が法律上の原因を欠くことになるのは、本件行為によって破産財団の減少を防ぐことに正当な理由があるとは認められず、本件行為が質権者に対する義務に違反

するからであるが、」として、法律上の原因欠缺が管財人の義務違反と直結するかのごとき表現をとり、さらに、損賠事件と同様の理由、すなわち「上記正当な理由があるか否かは、破産債権者のために破産財団の減少を防ぐという破産管財人の職務上の義務と質権設定者が質権者に対して負う義務との関係をどのように解するかによって結論の異なり得る問題であって、この点について論ずる学説や判例も乏しかったことや、記録によれば上告人は本件行為（本件第三賃貸借に係るものを除く。）につき破産裁判所の許可を得ていることがうかがわれることを考慮すると、上告人が正当な理由のないこと、すなわち法律上の原因のないことを知りながら本件行為を行ったということはできず、上告人を悪意の受益者であるということはできないというべきである。」にもとづき、いわば管財人の善管注意義務違反の否定が、法律上の原因欠缺の認識の否定と直結するかのごとき論理がとられている。

おそらく、損賠事件と利得事件は、最高裁において並行して検討されたため、このように異質な原理が接ぎ木されてしまうことが違和感なく看過されることが起きたのではなかろうか。

担保価値維持義務違反を不当利得の観点から評価すると法律上の原因が欠けることと理解されているが、ここでの不当利得は侵害不当利得[6]の一例とされている。しかし、侵害を語るためには、財貨の帰属が前提とされる。本来の債務者である担保設定者は、不当に将来の敷金返還請求権の予想額を自己債務の増大によって減少させない義務を負っているが、本来賃借人の債務の担保であるから、債務者の責任財産に余裕があれば、ある程度の裁量性が認められよう。この義務を承継した管財人においては、債務超過の事態は前提とされるから、他の破産債権者との関係の考慮が加わる。また、権利の性質も、判決が言及するように、破産手続においては、開始後賃料は財団債権に、債権質権は別除権へ、債務者の責任財産は破産財団へと、性質ないし名称を変える。この変化がどのような影響を及ぼすのか[7]。このあたりの分析が質権者（別除権者）への帰属とその侵害の観点に即して、深められなくてはいけ

ないと思われる。判決は、その萌芽的試みにとどまっているのではないか。[8]

既に、学説では、費用負担を別除権者、破産財団のどちらが負うべきかの観点で判断し、管財人の善管注意義務違反とは別個に考える説がある。[9] 私なりに敷衍すれば、担保権者と債務者の間で、債務負担の帰属性を客観的に判断し、敷金充当による支払が正当視されるか否かを判断することであり、判決で言えば、正当視された原状回復費用と正当視されなかった、それ以外の賃料等債務の区別である。

さらに、その前提である、管財人の担保価値維持義務と善管注意義務の関係理解も問題である。前述したように、最高裁調査官は、両者の義務を別個独立のものと位置づけ、評価も異なるものとする。しかし、既に引用したように、同一の管財人の行動において、同様の事実を引用しつつ、異なる評価を与えているが、善管注意義務が、管財人の包括的義務と考えれば、当然、担保価値維持義務はその中に含まれるはずである。[10] もちろん、善管注意義務の観点から、担保価値維持義務の履行の有無の判断は制御されるのだが、同一人に対する評価だから、その間に評価矛盾があるのはおかしいのではないだろうか。二つの義務は競合しつつも、善管注意義務は担保価値維持義務を包み込む形で存在するのではなかろうか。担保価値維持義務違反はあるが、善管注意義務違反はない、というのが最判の結論であり、前者では質権者、後者では破産債権者を義務の履行先と考えている節があるが、後者の義務の保護対象に質権者も含まれるのではなかろうか。逆に、前者の履行に際して、破産債権者の利害も考慮されているのではないだろうか。

だとすれば、前者の違反は後者の違反に直結するとまではいえなくとも、影響ないし関連があるのではないだろうか。逆に、後者の違反がないという点を強調すれば、前者の違反もないと考えるのが素直ではないだろうか。

以上の検討を踏まえると、判例が不当利得責任を肯定した結論は妥当であるが、構成として純化されていない不

十分さがあると考える。ここで問題としている不当利得の根拠は、破産開始後のある時点での状況に照らして認められる費用の原資をどこから出すかの判断の誤りにかかわる。これを客観的に見れば、まさにある時点での負担帰属ルールに反する出捐である。その反動が不当利得、より厳密には他人の財貨からの利得ないし侵害利得と呼ばれるものであろう。破産管財人は、賃料債務を不払いにして敷金充当をした。不払いという不作為、充当合意という作為が全体として評価されるが、不当利得法の次元で評価されるのは、あくまで、当該債務が、破産財団から支出すべきか、敷金充当で負担させるかであり、その客観的基準と管財人の行為の結果が比較される。破産手続開始後であるから、この判断は、民法四四四条、四四五条のように、基準時における資力を考慮した負担配分となる。そういう意味で、通常の不当利得の存否とは異なる。判例が、充当合意の時点での破産財団の資力を合意ごとにいちいち確認しているのはそういう意味であろう。

だから、損賠事件判決が、質権者に対する担保価値義務違反を認定し、充当合意は、管財人が質権者に対して負う義務に違反する（賠償義務には言及せず）と述べた後で、善管注意義務を否定し、財団の不当利得を肯定するくだりが、説得的な流れではないのは、管財人の充当合意行為を担保価値義務違反という挙動の評価を示唆する表現を介して把握するからである。既に述べてきたように、その判断の実質的内容は、その充当行為の結果がその時点での客観的配分ルールに違反していたからである。これが、侵害利得の一例ととらえるべきと主張するゆえんである。[11] 他方では、管財人の行動の是非の評価は、善管注意義務に委ねるべきである。担保価値維持義務に関するくだりを、客観的義務違反とか、質権者との関係に限定された義務違反ととらえることは、かえってその本質をあいまいにしてしまうだろう。

なお、余談ながら、このような屈折した構成になった背景ないし原因がなくはない。例えば、利得事件の第一審

判決（横浜地裁平成一六年一月二九日）は、担保保存義務違反と不当利得の成立を結びつけて、損害と利得の間に直接の因果関係があるという表現を用いているし、同第二審判決（東京高裁平成一六年一〇月一九日）も、利得は管財人の義務違反によってもたらされたものであって、法律上の根拠を欠くから、不当利得が成立すると述べている。いずれも、損害賠償制度と不当利得制度の枠組みの相違、それに由来する法律効果の相違が十分意識されているとは言えない。むしろ、原告の主張にも影響されつつ、素朴に連結されてしまっているとの感を禁じ得ない。最高裁判決は、この点のあいまいさを同様に引き継いだと評することもできよう。

（1）民集六〇巻一〇号三九六四頁。

（2）判時一九六一号六二頁（②事件）。

（3）文献は多数あるが、まとまったものとして、NBL八五一号一四頁以下の二八名の実務家による判例研究、ならびに事業再生と債権管理一二八号一四一頁以下のパネルディスカッション記録を挙げておく。

（4）最高裁判所判例解説民事篇平成一八年度一三四九（一三七九）頁（谷口安史）。

（5）中井康之・金融法務事情一八一一号四一頁が二つの理解（客観的義務違反と主観的義務違反に対応させる理解と、義務を質権者との関係で考えるものとその他の利害関係者も含めて考えるものを対比させる理解）を対比し、土岐敦司論文（NBL八五一号五一頁）の理解が前者に近いとする。

（6）前掲調査官解説一三八〇頁は「他人の財貨による弁済」と表現し、藤原正則・民商法雑誌一三六巻三号四一〇頁は「侵害利得」とする。

（7）この点は、詐害行為取消権や否認権と方向は逆となるが、債務者無資力を前提とした場での、関係当事者の規律であることが、通常の不法行為ないし債務不履行に基く損害賠償や不当利得と異なる考慮を要請するのではないか。

（8）担保価値把握の基準時については、中井康之・金融法務事情一八一一号四二頁以下が示唆深い。

（9）事業再生と債権管理一二八号一五八頁の中西正発言、倒産判例百選［第5版］一九事件［中西正］。

（10）歴史的沿革からの理解については、中西正・事業再生と債権管理一二九号一六九頁以下。

(11) 不当利得法類型論によれば、支出利得ないし費用利得の類型があるが、この類型は費用出捐者自身に不当利得返還請求権が与えられる場合で、本件のように、破産管財人の財産出捐行為の結果が別除権者に不当利得返還請求権を与える場合とは異なる。比喩的に言えば、本件は、複数人から財産を託された管理者が配分ルールに反して本来渡すべき人ではない人に渡してしまったというような場合に対応する。